

宅地造成及び特定盛土等規制法について

1. 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）

激甚化・頻発化している土砂災害に対応するため、
令和 5 年 5 月の「盛土規制法」施行を受けて、
県が「規制区域」を指定し、危険な盛土等の規制を実施。

2. 概要

（1）規制対象

- ・ 一定規模以上の人為的な「盛土」や「切土」等の工事
- ※従来 of 他法令による許可に加え、新たに盛土規制法の許可が必要。
但し、「採石法」、「砂利採取法」等の許認可工事は適用除外。

（2）規制区域

- ・ 知事が指定（別紙 1）
 - ・ 宅地造成等工事規制区域：「市街化区域」や「建物連たん区域」等
- ・ 特定盛土等規制区域：「宅地造成等工事規制区域」以外

（3）申請から工事完了までの流れ

- ・ 許可申請前：事業者が周辺住民への事前周知等を実施
- ・ 許可申請・許可：安全基準への適合を確認し、知事が許可
- ・ 工事着手：工事中の定期報告、必要に応じ中間検査
- ・ 工事完了：完了検査

3. 今後のスケジュール

- ・ 令和 6 年 1 2 月：パブリックコメントの実施
- ・ 令和 7 年 3 月：市町村長への意見照会

